

附 令和6年度水質検査計画

令和6年度水質検査計画



(写真) 中宮浄水場高度浄水施設

枚方市上下水道局

目 次

	頁
1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 原水、浄水の水質状況及び水質管理上の留意点	2
4. 検査地点	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	4
6. 水質検査方法	1 0
7. 臨時の水質検査	1 0
8. 水質検査結果の公表	1 0
9. 水質検査結果の評価	1 0
10. 水質検査の信頼性保証	1 0
11. 関係機関との連携	1 1

1. 基本方針

- (1) 定期に行う水質検査は、水道法施行規則第 15 条の規定に基づき、検査に必要な事項(検査地点、検査項目、検査頻度等)を定め計画的に実施します。
- (2) 臨時に行う水質検査は、水道法施行規則第 15 条の規定に基づき実施します。
- (3) 本計画及び水質検査結果を公表するとともに、水質検査結果の評価し、お客様からのご意見も参考に、必要に応じ水質検査計画を見直します。
- (4) 水道水質検査の信頼性を高めるために自主運用による品質保証システム(自主運営型 G L P)に基づき、水質検査の更なる信頼性の確保と保証に努めます。

2. 水道事業の概要

中宮浄水場は日量約 13 万 m³ の浄水処理能力を有しており、不足分については、大阪広域水道企業団(村野浄水場)から浄水を受水し、自己水と企業団水をあわせて枚方市内全域に給水しています。いずれの浄水場も淀川表流水を水源としています。

表-1 枚方市上下水道局の給水状況

区 分	内 容
給水区域	枚方市全域 65.12km ²
計画給水人口	419,000 人(令和 5 年 3 月末給水人口 395,280 人)
普及率(令和 4 年度末)	100%
計画 1 日最大給水量 ※	206,800m ³
1 日最大配水量(令和 4 年度)※	128,000m ³
1 日平均配水量(令和 4 年度)※	119,804m ³

※中宮浄水場浄水と大阪広域水道企業団水の合計量です

表-2 浄水場の名称及び浄水処理方法

枚方市 中宮 浄水場 上下 水道局	所在地	枚方市中宮北町、上野 2 丁目
	水源	淀川 (表流水)
	浄水処理方法	凝集沈殿、急速ろ過、オゾン処理、活性炭吸着、塩素処理

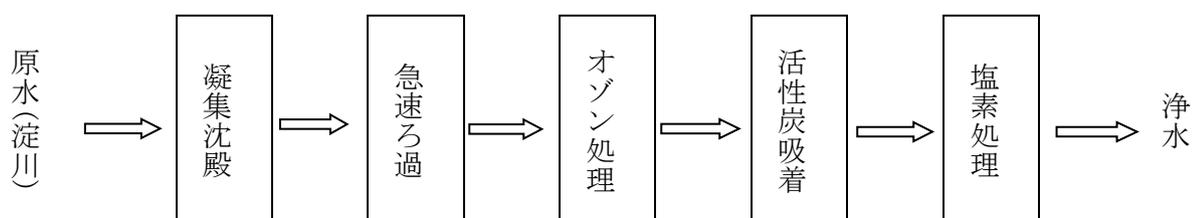


図-1 浄水処理方法(中宮浄水場)

3. 原水、浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

(1) 原水の状況

本市の水道水源である淀川は、木津川・宇治川・桂川の三川が合流した河川で、京阪神の水道水源として利用されています。淀川は、かつては、生活排水や産業排水等による汚染の度合いが高い傾向にありましたが、下水道の普及など水質保全施策により、以前と比較して水質は改善してきました。

しかし、上流域での油流出事故など突発的な水質汚染事故の発生が、淀川本川の水質に影響を与えることがあります。

(2) 浄水の状況

枚方市では、平成10年10月から中宮浄水場でオゾン・活性炭処理による高度浄水処理を行っています。また、本市が浄水を受水している大阪広域水道企業団でも同様の浄水処理を行っており、市内全域に高度浄水処理された水道水を給水しています。浄水の水質は、これまでの水質試験の結果から、国の定めた水質基準を十分満足した値となっています。

(3) 水質管理上の留意すべき項目

水源の状況・浄水処理工程から、水質管理上の留意すべき項目は、表-3のとおりです。

表-3 水質管理上留意すべき項目と原因

	水質管理上留意すべき項目	原因
原水	濁度、マンガン等	降雨等による濁りの上昇
	生物、臭気物質(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)、pH値	藻類の増殖による障害
	ジクロロメタンなど低沸点有機化合物、臭気	油類等による突発的な水源事故
	ホルムアルデヒド等	工場、事業場排水
	農薬類	田畑やゴルフ場での農薬の使用
	クリプトスポリジウムなど病原性微生物	畜産排水、下水処理場放流水
浄水	トリハロメタン等の消毒副生成物	浄水処理工程で生成し、送水過程で増加
	塩素酸	浄水処理工程で使用する薬品から生成
	臭素酸	浄水処理工程で生成
	アルミニウム	浄水処理工程で使用する薬品中に含有
	残留塩素	送水過程で減少

4. 検査地点

水質検査地点は、水道法で水質基準が適用される給水栓、原水(浄水場入口)及び浄水(浄水場出口)とします。

(1) 給水栓(蛇口)

枚方市上下水道局の配水系統は次の4系統に大別されます。(図-2)

- ①自己水直送系(中宮浄水場から直接配水される地域)
- ②自己水系(中宮浄水場から一度配水池に貯えられ、そこから配水される地域)
- ③自己水+企業団水系(大阪広域水道企業団村野浄水場の浄水と中宮浄水場の浄水が混合されて配水池に貯えられてから配水される地域)
- ④企業団水系(大阪広域水道企業団村野浄水場の浄水が配水池に貯えられ、そこから配水される地域)

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、浄水処理工程管理のため独自に行う項目とします。

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査(毎日検査)は、水質自動測定器により行います。

水質基準項目のうち月1回以上検査を行うこととされている項目については、月1回以上の頻度で行います。また、その他の項目についても法令で定められた以上の頻度で検査を行います。なお、給水栓の水質が常に良好であることから検査頻度を省略することが認められている水質基準項目は、水源が淀川(表流水)であることを考慮し、安全性の確保の観点から検査頻度の省略は行いません。水質管理目標設定項目及び枚方市の独自項目についても、基準項目に準じた頻度で検査を行います。

(1) 毎日検査

市内給水栓における毎日検査は、水質自動測定器によるものとし、濁度、色度及び遊離残留塩素を連続的に測定します。(測定位置は図-2 参照)

(2) 毎月検査

① 水質基準項目

給水栓等における水質基準項目の検査項目及び頻度は、表-4 のとおりです。

イ 月1回以上の頻度で検査を行う項目

- ・ 水道法で定められた項目(9項目)
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
- ・ かび臭物質(2項目)(水源でかび臭が発生する恐れのある期間に検査を実施)
ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

ロ 3ヶ月に1回以上の頻度で検査を行う項目

a 過去の検出状況等から判断して、注意を要する項目

- ・ 金属類等(3項目)
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、
- ・ 消毒副生成物(7項目)
塩素酸、臭素酸、クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブromोजクロロメタン、ブromoホルム、総トリハロメタン

b その他の項目(30項目)

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

表-4 水質基準項目の検査頻度

No	水質基準項目	基準値	給水栓での最高値 ※2	法に定められた検査頻度	検査頻度(年間検査頻度)		
					給水栓	原水	浄水場出口
基 1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上
基 2	大腸菌	検出されないこと	検出せず				
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上
基 4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005				
基 5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001				
基 6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.002				
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001				
基 8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	<0.002				
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004				
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001				
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	1.23				
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	0.12				
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.1				
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002				
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005				
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004				
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002				
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001				
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001				
基 20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001				
基 21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.17				
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002				
基 23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.023				
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.003				
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.012				
基 26	臭素酸	0.01mg/L 以下	0.006				
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.054				
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.003				
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.018				
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.002				
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008				
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.1				
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	0.02				
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	0.09				
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.1				
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	21.1				
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	0.006				

基 38	塩化物イオン	200mg/L 以下	23.9	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下	53.3	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上
基 40	蒸発残留物	500mg/L 以下	123				
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02				
基 42	ジェオスミン※1	0.00001mg/L 以下	<0.000001	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上
基 43	2-メチルイソボルネオール※1	0.00001mg/L 以下	0.000004				
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.005	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上
基 45	フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005				
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	1.07	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上	月 1 回 以上
基 47	pH 値	5.8~8.6	7.75				
基 48	味	異常でないこと	異常なし			-	
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし			月 1 回以 上	
基 50	色度	5 度以下	1.4				
基 51	濁度	2 度以下	0.20				

※1 産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。

※2 過去3年間(令和2年度~令和4年度)の市内給水栓の最高値。

②水質管理目標設定項目

給水栓等における水質管理目標設定項目の検査項目及び頻度は、表-5のとおりです。水質管理目標設定項目の検査頻度は特に定められていませんが、本市では、基準項目と同様に水道水の安全性を確認するため、水質基準の検査頻度に準じて検査を行います。

農薬類は、散布時期を考慮して5・6月の2回検査を行います。また、本市では、浄水処理に二酸化塩素を使用していないため、亜塩素酸及び二酸化塩素の検査は行いません。

表-5 水質管理目標設定項目の検査頻度

No	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度(年間検査頻度)		
			給水栓	原水	浄水場出口
目 1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上
目 2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下			
目 3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下			
目 4	※1	—			
目 5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—	—	—
目 6	※2	—			
目 7	※3	—			
目 8	トルエン	0.4 mg/L 以下	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上	3 カ月に 1 回以上
目 9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下			
目 10	亜塩素酸 ※4	0.6mg/L 以下	—	—	—
目 11	※5	—			
目 12	二酸化塩素 ※4	0.6mg/L 以下			

目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下	3カ月に 1回以上	3カ月に 1回以上	3カ月に 1回以上
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下			
目 15	農薬類 ※6	1 以下 ※7	—	年 2 回	年 2 回
目 16	残留塩素	1mg/L 以下	3カ月に 1回以上	—	3カ月に 1回以上
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※8	10~100mg/L			
目 18	マンガン及びその化合物※8	0.01mg/L 以下			
目 19	遊離炭酸	20 mg/L 以下			
目 20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下			
目 21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	3カ月に 1回以上		
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下			
目 23	臭気強度 (TON)	3 以下	—		
目 24	蒸発残留物 ※8	30~200mg/L	3カ月に 1回以上	3カ月に 1回以上	3カ月に 1回以上
目 25	濁度 ※8	1 度以下			
目 26	pH 値 ※8	7.5 程度			
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0			
目 28	従属栄養細菌	2000 個/ml 以下			
目 29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下			
目 30	アルミニウム及びその化合物 ※8	0.1mg/L 以下			
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン 酸(PFOS)及びペルフルオロオク タン酸(PFOA) ※9	0.00005 mg/L	—	年 4 回	年 4 回

※1 平成 26 年 4 月、水質基準項目に移行 (亜硝酸態窒素)

※2 平成 22 年 4 月、*trans*-1, 2-ジクロロエチレン及び*trans*-1, 2-ジクロロエチレンとして水質基準項目に移行 (*trans*-1, 2-ジクロロエチレン)

※3 平成 22 年 4 月、削除 (1, 1, 2-トリクロロエタン)

※4 枚方市では浄水処理に二酸化塩素を使用していないため検査を行いません。

※5 平成 20 年 4 月、水質基準項目に移行 (塩素酸)

※6 農薬類は検査を委託します。

※7 各農薬の検出値と目標値の比の合計

※8 より質の高い水道水の安定供給を目指すため、水質基準値とは別に目標値が設定されている項目です。

※9 PFOS 及び PFOA は検査を委託します。

表-6 目 15 農薬類内訳

No	項目	目標値 (mg/L 以下)	No	項目	目標値 (mg/L 以下)
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	59	チオジカルブ	0.08
2	2, 2-DPA (ダラポン)	0.08	60	チオファネートメチル	0.3
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02	61	チオベンカルブ	0.02
4	EPN	0.004	62	テフリルトリオン	0.002
5	MCPA	0.005	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
6	アシュラム	0.9	64	トリクロピル	0.006

7	アセフェート	0.006	65	トリクロルホン (DEP)	0.005
8	アトラジン	0.01	66	トリシクラゾール	0.1
9	アニロホス	0.003	67	トリフルラリン	0.06
10	アミトラズ	0.006	68	ナプロパミド	0.03
11	アラクロール	0.03	69	パラコート	0.005
12	イソキサチオン	0.005	70	ピペロホス	0.0009
13	イソフェンホス	0.001	71	ピラクロニル	0.01
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	72	ピラゾキシフェン	0.004
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02
16	イプフェンカルバゾン	0.002	74	ピリダフェンチオン	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	0.09	75	ピリブチカルブ	0.02
18	イミノクタジン	0.006	76	ピロキロン	0.05
19	インダノファン	0.009	77	フィプロニル	0.0005
20	エスプロカルブ	0.03	78	フェニトロチオン (MEP)	0.01
21	エトフェンプロックス	0.08	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01	80	フェリムゾン	0.05
23	オキサジクロメホン	0.02	81	フェンチオン (MPP)	0.006
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03	82	フェントエート (PAP)	0.007
25	オリサストロビン	0.1	83	フェントラザミド	0.01
26	カズサホス	0.0006	84	フサライド	0.1
27	カフェンストロール	0.008	85	ブタクロール	0.03
28	カルタップ	0.08	86	ブタミホス	0.02
29	カルバリル (NAC)	0.02	87	ブプロフェジン	0.02
30	カルボフラン	0.0003	88	フルアジナム	0.03
31	キノクラミン (ACN)	0.005	89	プレチラクロール	0.05
32	キャプタン	0.3	90	プロシミドン	0.09
33	クミルロン	0.03	91	プロチオホス	0.007
34	グリホサート	2	92	プロピコナゾール	0.05
35	グルホシネート	0.02	93	プロピザミド	0.05
36	クロメプロップ	0.02	94	プロベナゾール	0.03
37	クロロニトロフェン (CNP)	0.0001	95	プロモブチド	0.1
38	クロルピリホス	0.003	96	ベノミル	0.02
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	97	ペンシクロン	0.1
40	シアナジン	0.001	98	ベンゾビシクロン	0.09
41	シアノホス (CYAP)	0.003	99	ベンゾフェナップ	0.005
42	ジウロン (DCMU)	0.02	100	ベンタゾン	0.2
43	ジクロベニル (DBN)	0.03	101	ペンディメタリン	0.3
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008	102	ベンフラカルブ	0.02
45	ジクワット	0.01	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004	104	ベンフレセート	0.07
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	105	ホスチアゼート	0.005

48	ジチオピル	0.009	106	マラチオン(マラソン)	0.7
49	シハロホップブチル	0.006	107	メコプロップ(MCPP)	0.05
50	シマジン(CAT)	0.003	108	メソミル	0.03
51	ジメタメトリン	0.02	109	メタラキシル	0.2
52	ジメトエート	0.05	110	メチダチオン(DMTP)	0.004
53	シメトリン	0.03	111	メトミノストロビン	0.04
54	ダイアジノン	0.003	112	メトリブジン	0.03
55	ダイムロン	0.8	113	メフェナセット	0.02
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオンアネート	0.01	114	メプロニル	0.1
57	チアジニル	0.1	115	モリネート	0.005
58	チウラム	0.02			

③独自に行う検査項目

浄水処理工程管理のため本市独自の検査項目を設定し検査を行います。(表-7)

表-7 独自に行う項目の検査頻度

No	独自に行う検査項目	目標値	検査頻度(年間検査頻度)		
			給水栓	原水 浄水場入口	浄水 浄水場出口
独 1	リン酸イオン		—	3カ月に1回以上	—
独 2	アンモニア態窒素		—	3カ月に1回以上	—
独 3	生物化学的酸素要求量(BOD)		—	3カ月に1回以上	—
独 4	溶存酸素(DO)		—	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 5	酸素飽和百分率		—	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 6	紫外線吸光度		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 7	浮遊物(SS)		—	3カ月に1回以上	—
独 8	総アルカリ度		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 9	総酸度		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 10	侵食性遊離炭酸		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 11	カルシウム硬度		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 12	マグネシウム硬度		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 13	硝酸態窒素		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 14	モリブデン	0.07mg/L以下	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 15	カリウム		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 16	電気伝導率		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 17	塩素要求量		—	3カ月に1回以上	—
独 18	総トリハロメタン生成能		—	3カ月に1回以上	—
独 19	キシレン	0.4mg/L以下	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 20	p-ジクロロベンゼン		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 21	1,2-ジクロロプロパン		3カ月に1回以上	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 22	溶解性マンガン		—	3カ月に1回以上	—

独 23	生物		—	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 24	クリプトスポリジウム・ジアルジア		—	3カ月に1回以上	3カ月に1回以上
独 25	嫌気性芽胞菌		—	3カ月に1回以上	—
独 26	ダイオキシン類 ※1	1pg-TEQ/L 以下	—	—	年1回
独 27	放射能(全β線)		—	月1回以上	月1回以上
独 28	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) ※2		—	年4回	年4回

※1 ダイオキシン類は検査を委託します。

※2 ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)は検査を委託します。

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省令告示第261号)に基づき行います。また、水質管理目標設定項目の検査は、厚生労働省健康局水道課長平成15年10月10日付け健水1010001号で通知された方法により行います。

その他の項目の検査は、上水試験方法(日本水道協会)等により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下の場合に行います。

- ① 大雨や異常湧水等により、水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 汚染事故等により、水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水処理過程で異常が認められたとき。
- ⑤ 配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査結果の公表

水質試験結果は水質試験年報で公表し、枚方市役所行政資料コーナー、枚方市上下水道局行政資料コーナー及び枚方市立中央図書館で閲覧できます。また、水質試験年報、水質基準項目の検査結果については、枚方市上下水道局ホームページで公表します。

9. 水質検査結果の評価

水質検査や水質試験結果については、項目ごとに評価し、水質検査計画の項目と検査頻度に反映します。

10. 水質検査の信頼性保証

水道水の検査項目は多岐にわたり、その検査も高い精度が求められています。本市では、水質

検査結果の信頼性を保証するため、平成 18 年度に水道水質検査優良試験所規範（水道 G L P）の認定を取得し、平成 25 年度まで 8 年間運用してきました。その間に品質管理に必要なマニュアル等の整備が十分にできたことから平成 26 年度からは水道 G L P に代わる新たに構築した品質保証システム（自主運営型 G L P）を運用しています。また、水質検査を高い精度で実施するため、厚生労働省及び大阪府環境衛生課が行う外部精度管理に参加し、水質検査に対する信頼性の確保に努めます。

11. 関係機関との連携

水源における水質汚染事故が発生した場合、淀川水質汚濁防止連絡協議会^{※1}及び淀川水質協議会^{※2}との連絡体制を密にし、共同で迅速な情報収集、現地調査等を行い、安全な水の供給に努めます。

そのほか、アクアネット大阪^{※3}等を通じて水道に関する情報交換、技術の向上に努めます。

※1：淀川水質汚濁防止連絡協議会

国土交通省近畿地方整備局をはじめ琵琶湖淀川水系の機関・団体で構成。水系全体の調査研究・水質管理・水質保全活動等を行っています。

※2：淀川水質協議会

淀川から取水している大阪府内および兵庫県内の 9 水道事業体で構成。琵琶湖、木津川、宇治川、桂川、淀川本川及び流入支川等の調査を定期的に共同で実施しています。また、水源の汚濁防止にむけ関係機関への要望活動等も行っています。

※3：アクアネット大阪

大阪広域水道企業団と市町村水道の情報を相互にリアルタイムで交換することにより、限られた水資源の有効活用や質の向上・安定供給をめざした水のネットワークシステム。

この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。
今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

お問い合わせ 〒573-1030 枚方市中宮北町 20-3
および宛先 枚方市上下水道局
上下水道部 上水道室 浄水課

TEL 072-848-5516

FAX 072-848-2280

eメールアドレス suishitu-hira@city.hirakata.osaka.jp